

基本報酬（利用時間 7 時間以上 8 時間未満／1 割負担）の場合】

介護度	介護費	入浴加算	1 日利用合計	食事代
要介護 1	645 単位	50 単位	695 単位	500 円
要介護 2	761 単位	50 単位	811 単位	500 円
要介護 3	883 単位	50 単位	933 単位	500 円
要介護 4	1,003 単位	50 単位	1,053 単位	500 円
要介護 5	1,124 単位	50 単位	1,174 単位	500 円

◇上記料金（要介護の料金共に）は地域区分単価を除いた料金となっております。実際の料金には月の合計単位数に対し地域区分単価（1 単位 10.14 円）が計上された料金となりますので、上記料金とは異なります。また、介護保険負担割合により料金が異なります。

☆ご契約者がまだ指定要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い）。また、「居宅サービス計画（ケアプラン）」又は「介護サービス計画」（以下「居宅サービス計画」という。）が作成されていない場合も償還払いとなります。償還払いとなる場合、ご契約者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

☆ご契約者に提供する食事の材料に係る費用は別途いただきます。（下記（2）①参照）

☆介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご契約者の負担額を変更します。

（2）介護保険の給付対象とならないサービス（契約書第 5 条、第 6 条参照）

*以下のサービスは、利用料金の全額がご契約者の自己負担となります。

<サービスの概要と利用料金>

① 食事の材料の提供（食材料費）ご契約者に提供する食事の材料にかかる費用です。

② レクリエーション/クラブ活動

ご契約者の希望によりレクリエーションやクラブ活動に参加していただくことができます。利用料金：材料代等の実費をいただきます。

③ 日常生活上必要となる諸費用実費

日常生活品の購入代金等、ご契約者の日常生活に要する費用でご契約者に負担いただくことが適当であるものにかかる費用を負担いただきます。

④ 複写物の交付

ご契約者は、サービス提供についての記録をいつでも閲覧できますが、複写物を必要と

する場合には実費をご負担いただきます。

⑤ 理美容代

理容師/美容師の出張による理容/美容サービスをご利用いただけます。

出張依頼先：カヨビューティサロン

群馬県桐生市永楽町 4-25 0120-44-5664

利用料金：要した費用の実費 カット¥2,000 カラー/白髪染め¥2,500

パーマ¥3,000～（部分パーマ/全体パーマで料金変動あり）

☆経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合事前に変更の内容と変更する事由について、変更を行う2か月前までにご説明します。

（3）利用料金のお支払い方法（契約書第6条参照）

事業者は、前記（1）、（2）の料金・費用について、毎月末締めにて請求書を発行します。契約者は翌月20日までにお支払い下さい。尚理美容代につきましては、実施日に出張理美容サービス担当者へ支払うため、事前に集金をさせていただきます。

① 利用の中止、変更、追加（契約書第7条参照）

※ 利用予定日の前に、ご契約者の都合により、指定通所介護サービスの利用を中止又は変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合にはサービスの実施日の前日までに事業者に申し出てください。

※ サービス利用の変更・追加の申し出に対して、事業所の稼働状況により契約者の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時を契約者に提示して協議します。